

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱

制 定 こ保対 第447号 令和5年10月25日（局長決裁）
最近改正 こ保対 第2号 令和6年4月1日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、既存の保育施設を有効に活用し、多様な保育ニーズに対応することで待機児童の解消の継続を図るとともに、横浜市一時保育事業実施要綱に定める一時保育事業（以下「事業」という。）の開始、またはその受け入れ人数の増加にあたり必要となる施設の改修及び物品の購入に要する費用に対し、補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 本要綱による補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

- 2 この要綱における「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定するもののうち、法第35条第4項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 3 この要綱における「幼保連携型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 4 この要綱における「小規模保育事業」とは法第6条の3第10項に規定するもののうち、法第34条の15第2項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（補助対象者の範囲）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業（以下、「保育所等」という。）を運営する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育所等を経営するものが、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるときは、補助の対象としない。

（補助対象の要件）

第4条 この補助金は、次の各号の要件をすべて満たした補助対象者に交付する。

- (1) 一時保育受入枠を次のとおり設けていること。なお、いずれの場合も対象児童の最低月齢は生後6か月末満であることを要する。
 - ア 事業を新たに開始する場合

保育所及び幼保連携型認定こども園においては一時保育受入枠を合計で5人以上、小規模保育事業においては一時保育受入枠を3人以上、新設していること。

イ 一時保育受入枠を増設する場合

一時保育受入枠を合計で3人以上、増設していること。

- (2) 原則として、前号で新設又は増設した一時保育の受入枠の3分の1以上を定期利用（非定型的保育）としていること。ただし、定期利用は受け入枠の3分の2を超えないものとする。
- (3) 第13条に定める事業実績報告を提出するまでに、横浜市一時保育事業の実施届または内容変更届を提出していること。また、事業の種類は一般型とすること。
- (4) 横浜市一時預かりWEB予約システムの予約受付機能を利用していること。
- (5) 原則として、当該補助を受けて一時保育受入枠を新設又は増設してから5年経過するまで、その受入枠を減少させないことに同意していること。
- (6) 定員変更や保育室の面積変更を伴う場合は、各区と調整を終えていること。
- (7) 原則として、一時保育の実施有無については、補助金の交付を申請する会計年度の4月1日時点を基準日とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、原則として、第1条第1項の目的を達成するために必要な範囲で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 内装の改修に要する費用
(2) 物品を購入する費用
(3) その他、こども青少年局長が必要と認める費用

(補助の条件)

第6条 補助金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 保育所
横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱
- (2) 幼保連携型認定こども園
横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱
- (3) 小規模保育事業
横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱

(補助期間)

第7条 当該補助金が対象とする事業期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度の年度末までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第5条に規定する対象経費と認められる額のうち、別表1に定める金額とする。

(交付の申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする保育所等は「横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）」を提出するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第1号の規定により、同条第1項第2号、3号及び4号に定める事項について、保育所等は「事業計画書（第2号様式）」に記載するものとする。
- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金額の積算根拠となる見積書の写し、仕様書及び平面図等とする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等により審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、決定内容及び交付条件を補助金申請者に対して、横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 補助金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した補助金申請者に対して、横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期限は、補助金申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

- 2 実績報告までに横浜市一時保育事業の実施届が提出されなかった場合、申請の取下げがあったものとみなす。

(事業経過の報告)

第12条 補助金規則第12条の規定により、市長は、補助金申請者に対し、必要があると認められるときは、事業経過の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた保育所等は、「横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金事業実績報告書（第5号様式）」

を、補助対象事業終了後速やかに提出しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金規則第17条の規定により、市長が認めるときは、補助対象事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付は、請求書（第7号様式）により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取り消し及び返還)

第18条 市長は、補助事業者が第3条第2項又は補助金規則第19条に該当したときは、補助金の全部または一部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第19条 市長は、必要に応じ申請者又は第10条の交付の決定を受けた補助金申請者が、第3条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第20条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号に規定する処分制限期間）とする。

(関係書類の保存期間)

第21条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

補助金の対象となる経費	補助金額
内装改修	費用の 3/4
物品購入（その他必要と認められるもの）	0歳児～2歳児の受入可能枠数が1人 増えるごとに、250,000円を上限

内装改修及び物品購入の合計補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額2,500,000円を上限とする。

第1号様式（第9条第2項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地

名称

代表者氏名

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付申請書

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱を遵守します。

1 目的及び内容 別添事業計画書のとおり

2 交付申請額

¥ _____.

※算出基礎は、事業計画書の別紙1「収支予算書」のとおり

3 施設の名称

4 添付資料

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（別紙1）
- (3) 内装工事及び備品購入の見積書（写し）※内装工事は、工事予定スケジュールを添付
- (4) 案内図、配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊戯場を含む
※配置図・平面図（整備後）は施設内面積変更が伴う場合のみ
- (5) 各室面積表（別紙2）
- (6) 役員等氏名一覧表（別紙3）
- (7) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 施設名称等

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 設置主体

(4) 施設種別

2 事業内容

横浜市一時保育受入推進環境整備事業

- 一時保育事業の開始
 一時保育受入枠の増設

補助対象要件の項目	実施内容	備考
対象児童の最低月齢等		6か月未満とすること
一時保育受入枠の新設数または増設数	人分	保育所及び幼保連携型認定こども園 新設：5人以上とすること 増設：3人以上とすること 小規模保育事業 新設：3人以上とすること 増設：3人以上とすること
新設または増設した一時保育受入枠のうち、定期利用（非定型的保育）の受入枠数	人分	新設又は増設した一時保育の受入枠の3分の1以上、3分の2以下とすること
一般型一時保育事業の実施届または内容変更届の届出予定日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 提出済み	当補助金の申請内容にて事業実績報告提出までに届け出ること 一時保育事業の開始：実施届 一時保育受入枠の増設：内容変更届
横浜市一時預かりWEB予約システムの予約受付機能の利用	<input type="checkbox"/> 申請時点で利用可能 <input type="checkbox"/> 申請時点で利用不可	事業開始日または変更適用日までに、予約受付機能を「可」とすること

- 横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱第4条第1項第5号に基づき、本補助を受けて一時保育受入枠を新設又は増設してから5年経過するまで、その受入枠数を減少させないことに同意します。

3 補助金の使途

4 事業効果（一時保育の利用定員）

- 既存の保育施設を有効に活用し、多様な保育ニーズに対応する。

		現況（※1）	対応後	必要面積	実施場所	空き面積
一時保育の利用定員						
受入可能枠数 (※2)	0歳児			m ²		m ²
	1歳児			m ²		m ²
	2歳児			m ²		m ²
	3歳児～			m ²		m ²

(※1) 事業を新たに開始する場合は「ー」とご記入ください。

(※2) 各年齢ごとに受入可能な人数を記載してください。物品購入の補助金額は0歳児～2歳児の枠数で算出します。実際の受入れは日々の申込状況に応じて行ってください。

5 施設内面積変更

無・有

6 連絡先担当者氏名

氏名 _____

電話 _____

E-Mail _____

収支予算書

収入合計 ¥_____.

支出合計 ¥_____.

1 収入の部

(円)

項目	金額	説明
合計		

2 支出の部

(円)

項目	金額	説明
1 備品購入費		
2 内装工事費		
3 その他		
合計		

※積算根拠となる見積書の写しを添付してください。

別紙2

各室面積表

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	変更前(現況)			変更後		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	壁芯面積	内法面積	有効面積
0歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
1歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
乳児計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
2歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
3歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
4歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
5歳児室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
遊戯室		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
幼児計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
小計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一時保育室		m ²	—	—	m ²	—	—
調理室		m ²	—	—	m ²	—	—
調乳室		m ²	—	—	m ²	—	—
事務室		m ²	—	—	m ²	—	—
医務室		m ²	—	—	m ²	—	—
子育て支援スペース		m ²	—	—	m ²	—	—
便所		m ²	—	—	m ²	—	—
保育士休憩室等		m ²	—	—	m ²	—	—
その他		m ²	—	—	m ²	—	—
小計		m ²	—	—	m ²	—	—
合計		m ²	—	—	m ²	—	—
敷地面積							
建築面積							
屋外遊戯場		(基準面積確保 1 / 2 緩和 プール遊び場)			(基準面積確保 1 / 2 緩和 プール遊び場)		
屋外遊戯場以外の敷地							

(注) 屋外遊戯場の面積は多数の児童が遊戯できる面積のことであり、敷地から建築面積を引いたものではないこと。

(注) 壁芯面積・内法面積・有効面積は、小数点第3以下を切り捨てで処理してください。

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

(3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	
保育所からの距離(実経路)	

*横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第21条第2項又は横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第18条第2項に基づき施設規模の変更の届出を行っている場合は、届出書に添付した「各室面積表」の写しでも可。

別紙2

各室面積表

区分	部屋数	変更前(現況)			変更後		
		壁芯 面積	内法 面積	有効 面積	壁芯 面積	内法 面積	有効 面積
0歳児室		m ²					
1歳児室		m ²					
乳児計		m ²					
2歳児室		m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
保育室	(歳児)	m ²					
遊戯室		m ²					
幼児計		m ²					
小計		m ²					
一時保育室		m ²	—	—	m ²	—	—
調理室・給食施設		m ²	—	—	m ²	—	—
調乳室		m ²	—	—	m ²	—	—
事務室・職員室		m ²	—	—	m ²	—	—
医務室・保健室		m ²	—	—	m ²	—	—
地域子育て支援スペース		m ²	—	—	m ²	—	—
便所		m ²	—	—	m ²	—	—
図書室		m ²	—	—	m ²	—	—
休憩室		m ²	—	—	m ²	—	—
その他		m ²	—	—	m ²	—	—
小計		m ²	—	—			
合計		m ²	—	—			
敷地面積							
建築面積							
園庭							
園庭以外の敷地							

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

(3) 園庭の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m ²
認定こども園からの距離（実経路）	m

(4) 園地外・園舎外がある場合

土地・建物の別		
所在		
面積（土地・延床）	m ²	m ²

※横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第20条第2項又は横浜市認定こども園認定・確認等要綱第13条第2項に基づく施設規模の変更の届出を行っている場合は、届出書に添付した「各室面積表」の写しでも可。

役員等氏名一覧表

年月日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H		
			T S H		

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者氏名

第
年
月
号
日

様

横浜市長

印

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日に申請のありました横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金につきましては、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例及び横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

1 横浜市補助金交付金額及び交付時期（予定）

¥_____ . — 検査(納品)完了後

2 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市一時保育受入推進環境整備事業実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 事業額が減額した場合には補助金交付金額を減額することもある。なお、事業額が増額となつた場合は、補助金額は変更しない。
- (3) 指示したときは、速やかに報告書又は資料を提出すること。
- (4) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

事務担当：こども青少年局保育対策課

年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金について、次のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

1 不交付決定金額

¥ . -

2 不交付の理由

第5号様式（第13条第1項）

年　　月　　日

(報告先)

横浜市長

(報告者)

所在地

名　　称

代表者氏名

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金事業実績報告書

年　月　日　　第　　号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 施設の名称

2 施設の所在

3 事業内容

横浜市一時保育受入推進環境整備事業

4 補助金の使途

5 一般型一時保育事業の実施届または内容変更届の提出日

交付申請書提出時に「提出済み」の場合

→記載不要です。

交付申請書提出時に「未提出」の場合

→ (　　年　　月　　日)

6 横浜市一時預かりWEB予約システムの予約受付機能の利用開始日

交付申請書提出時点で「利用可能」の場合

→記載不要です。

交付申請書提出時点で「利用不可」の場合

→ (　　年　　月　　日)

7 添付資料

(1) 事業収支決算書（別紙1）

(2) 内装工事、備品購入の請書等（写し）

(3) 配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊技場を含む

(4) 各室面積表（別紙2）

(5) 役員等氏名一覧表（別紙3）

(6) 購入備品及び建物内の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

※添付資料(3)(4)は、施設内面積変更を伴う場合又は申請時から変更があった場合に添付する。

事 業 収 支 決 算 書

収入合計 ￥_____.

支出合計 ￥_____.

1 収入の部

(円)

項目	金額	説明
合計		

2 支出の部

(円)

項目	金額	説明
1 備品購入費		
2 内装工事費		
3 その他		
合計		

支出を証明する領収書（写し）を添付してください。

第6号様式（第14条）

第号
年月日

様

横浜市長

印

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金額確定通知書

年月日に実績報告書の提出がありました横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

補助金確定額 ￥_____.

事務担当：こども青少年局保育対策課

請求書番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

請 求 書

年 月 日

(請求先)

横浜市長

(請求者)

所在地

名 称

代表者氏名

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金として、次の金額を請求します。

補助金交付決定通知書番号	年 月 日 第 号		
補 助 金 請 求 額	¥ . -		
振込先金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座番号	普通	・ 当座
	フリガナ		
	口座名義人		

(請求者と口座名義人が異なる場合)

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印

(留意事項)

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

第8号様式（第17条）

年　月　日

横浜市長

(事業実施者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた、　年度横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金交付要綱第17条に基づく額の確定額

￥_____.

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

￥_____.

— (補助金返還相当額)

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

【届出方法】こども青少年局保育対策課へ提出してください。

積算内訳報告書

1 施設名

2 代表者職氏名

3 施設の所在地

4 補助金名称

横浜市一時保育受入推進環境整備事業補助金

5 横浜市一時保育等受入推進環境整備事業補助金交付要綱第17条に基づく額の確定額

¥ _____ . -

6 概要